

全日本ろうあ連盟の作成した市町村手話言語条例モデル条例案等を元に作成した素案

宍粟市手話言語条例（素案） 原文修正

網掛け箇所・・原文修正箇所
下線箇所・・委員意見書より追加

前文 < 1 段落目 >

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、**人類人間社会**の発展に大きく寄与してきました。手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできました。

~~しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることもコミュニケーションをとることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。~~

< 2 段落目 >

しかしながら、過去において手話が言語として認められなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかった歴史があります。ろう者は、音声言語を自然に習得することは難しく、音声言語だけでは自身の持つ力を十分に発揮することができません。このため、宍粟市に暮らすろう者は、必要な情報を得ることも、コミュニケーションをとることもできず、地域、学校及び職場などにおいて、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。また、健聴者もろう者を理解する機会が少なく、お互いが十分に分かり合うことができませんでした。

< 3 段落目 >

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられましたが、手話に対する理解の広がりを未だ感じる状況に至っていません。手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって、**相互に人格と個性を尊重し**、地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことができる市（町村）**宍粟市**を目指し、この条例を制定するものです。

1 段落目 「人類」を「人間社会」に変更

2 段落目 のとおり変更

3 段落目 「相互に人格と個性を尊重」を追加。障害者基本法の基本理念を盛り込む。

「安心して暮らすことができる市」を「安心して暮らすことができる宍粟市」に変更。条例施行により、市が目指す目標であることを強調するため「相互に人格と個性を尊重し、地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことができる宍粟市」に変更。

文章の語尾を「ですます調」に変更。

(目的)

第 1 条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解並びに普及及び地域において手話の使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市及び市民市、市民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もってろう者と

全日本ろうあ連盟の作成した市町村手話言語条例モデル条例案等を元に作成した素案

ろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

ろうあ協会との事前協議において事業者の役割についても明記をしてほしいとの要望を受け、「事業者の責務」を追加。

追加

(手話の意義)

第2条 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできたものであることを理解しなければならない。

手話の意義を追加。手話は日本語と異なる言語であり、今日までろう者が大切に育みつないできた大切なものであり、手話言語が固有にもつ価値や重要性を条文に明記。

(基本理念)

第23条 ろう者が、自立した日常生活を営み、地域における社会参加に務め努め、全ての市民と相互に人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することのできる地域社会の実現を目指すものとする。

2 市、市民及び事業者は手話が言語であることを認識し、手話への理解の促進と手話の普及を図り、手話でコミュニケーションを図りやすい環境を構築するものとする。

3 ろう者は、手話による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

第1項中の字句の変更。「務め」「努め」に変更。

社会参加は、ろう者の個人の意思により決定されるものであるため。義務や任務ではない。委員意見書より、第2項に「市、市民及び事業者」を追加。

(市の責務)

第3条 市(町村)は、基本理念にのっとり、手話の普及と、ろう者があらゆる場面で手話による意思疎通ができ、自立した日常生活や地域における社会参加を保障するため、必要な施策を講ずるものとする。

第4条 市は、前条の基本理念に基づき、手話に対する市民の理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を推進するものとする。

内容をわかりやすい表現に修正。基本理念に基づいて手話に対する理解や、環境づくりに関する施策を推進する。

委員意見書より、「手話及び聴覚障害に対する理解」との意見があったが、本条例では「手話への理解を強調して条例を作ること、「手話の理解」の中に大前提として「聴覚障害の理解」も含まれているという考えで、前回素案どおり「手話に対する(市民の)理解」とする。

全日本ろうあ連盟の作成した市町村手話言語条例モデル条例案等を元に作成した素案

(市民の役割)

第4条 市民は、地域社会で共に暮らす一員として、ろう者と手話でコミュニケーションすることにより、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

2 ろう者は、市(町村)の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

3 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

第5条 市民は、手話の理解を深め、市が推進する施策に協力し、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

ろう者の責務を削除。健聴者、ろう者も含めて市民として定義。
委員意見書より、「暮らしやすい地域社会の実現に寄与」を追加。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

事業者の役割をより明確に位置づけるため、別条で規定。

(施策の策定及び推進) (施策の策定)

第5条 市(町村)は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者計画」という。)において、次の各号に掲げる施策について定め、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。

第7条 市は、施策を推進するための方針(以下「施策の推進方針」という。)を策定するものとする。

2 施策の推進方針においては、次の事項を定めるものとする。

(1) 手話に対する理解及び手話の普及を図るための施策

(2) 市(町村)民が手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策

(3) 市(町村)民が意思疎通の手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境の構築のための施策

(2) 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する施策

(4) 手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など、手話による意思疎通支援者のための施策

(5) 前4号前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市は、前項に規定する施策を推進するため、方針(以下「施策の推進方針」という。)を策定するものとする。

3 市は、施策の推進方針を定めるとともに、実施状況の点検、見直しのため、聴覚障害者及び意思疎通支援者等が参画する市(町村)手話施策推進会議(以下「推進会議」という。)

追加

2-5項
次条で
規定

全日本ろうあ連盟の作成した市町村手話言語条例モデル条例案等を元に作成した素案

を設置する。

4 前項の推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

5 市長は、施策の推進の実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。

モデル条例第5条第1項第2号、3号を併せて「手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する施策」に修正。

(施策の推進)

追加

第8条 市は施策を推進するため、宍粟市手話施策推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、施策の推進方針及び実施状況について審議し、市長に意見を述べるができる。

3 推進会議は、12人以内の委員で組織する。

4 委員は、ろう者団体、手話通訳者、公募市民、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各号に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

施策の推進(推進会議の設置)を別条で規定。委員の組織及び構成、任期についての規定を追加した。

推進会議の委員は12名以内、任期は2年とする。(別紙資料のとおり。)

(財政措置)

第9条 市は、手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 宍粟市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年宍粟市条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表障害支援区分認定審査会の項の次に次のように加える。

手話施策推進会議	委員	日額 8,200円
----------	----	-----------